

不当廉売関税に係る迂回防止制度創設の 必要性 (令和 8 年度関税制度改正要望)

令和 7 年 9 月 1 0 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
不当廉売関税の迂回防止に
関するワーキンググループ
経済産業省貿易経済安全保障局

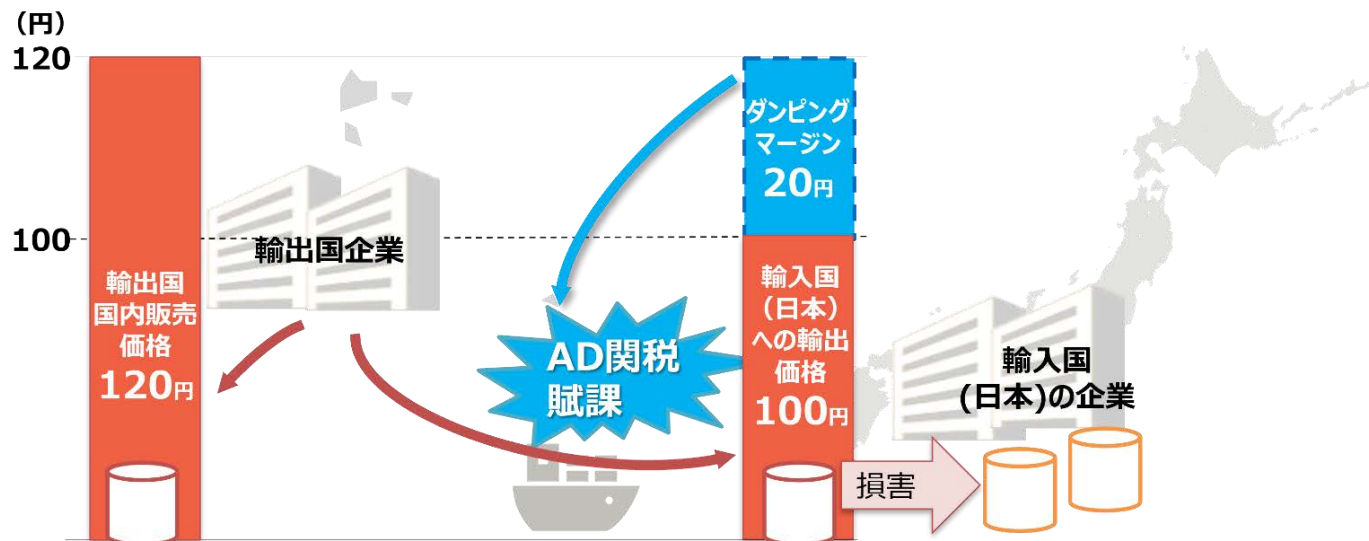
不当廉売関税制度の概要

- 不当廉売関税(アンチ・ダンピング(AD)関税)制度とは、正常価格(輸出国内の販売価格等)より低い輸出価格(ダンピング価格)で販売された貨物の輸入により、輸入国内でこの貨物と同種の貨物を生産する産業に損害等が生じる場合に、国内産業を保護するため、この輸入貨物に対して正常価格とダンピング価格の差額(ダンピング・マージン)以下の割増関税を賦課できる制度であり、WTO協定において、一定の規律の下に認められている。
- 我が国では、関税率法等に規定されており、課税のための要件や手続き等は、WTO協定及び関係国内法令等に基づくこととなっており、調査を通じて、以下の課税要件を満たした場合にのみ、対象国及び対象産品を指定してAD関税が課税される仕組みとなっている。

課税要件

- (1) 不当廉売された貨物の輸入の事実があること
- (2) 不当廉売された貨物と同種の貨物を生産している国内産業に実質的な損害等の事実があること
- (3) 実質的な損害等が不当廉売された貨物の輸入によって引き起こされたという因果関係があること
- (4) 国内産業を保護する必要性があること

【AD関税の概念図】



課題 ①

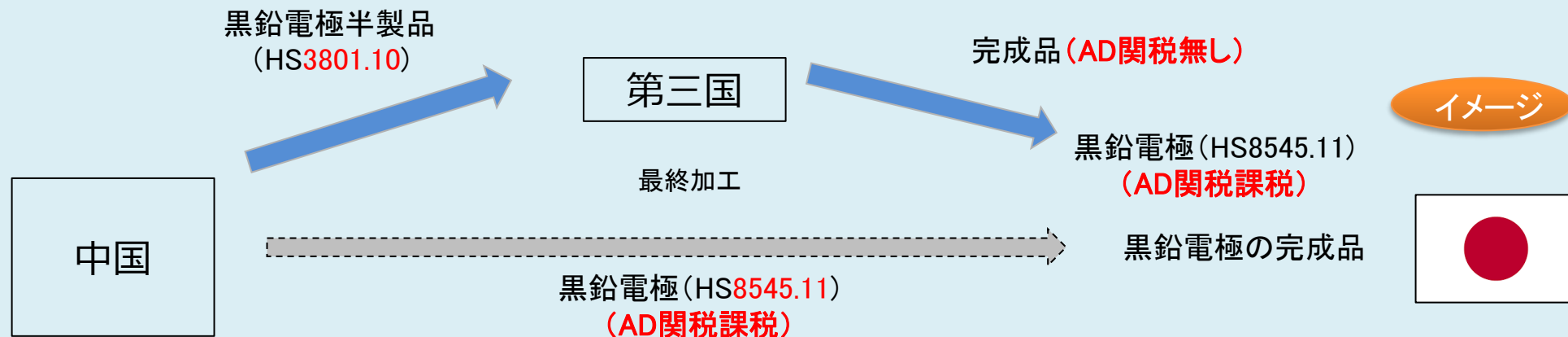
- AD関税は、対象国・対象産品を指定して課税されるところ、AD関税の課税命令に服すべき者が課税を免れるため、課税命令が示す課税範囲から形式的に外れるようにするものの、実質的には課税命令前と同等の商業行為を行う、いわゆる「迂回」の問題が存在。
- 我が国でも近年、AD関税の発動件数が増加（対象製品は世界的には鉄鋼等金属と化学工業製品が約5割）。実際に我が国が発動しているAD関税の対象製品について、類似品の輸入の増加や、第三国からの輸入の増加が確認されるなど、AD関税の迂回が行われている懸念があり、事業者や産業界からも迂回に対応するための制度改正について支持があった。

迂回が疑われる事例

①第三国迂回

・中国産黒鉛電極については、2025年3月にAD関税の暫定課税を開始したところ、その後、中国からの輸入が減少した一方で、AD関税の課税後に、黒鉛電極一貫製造メーカーの存在しない第三国からの輸入が増加。

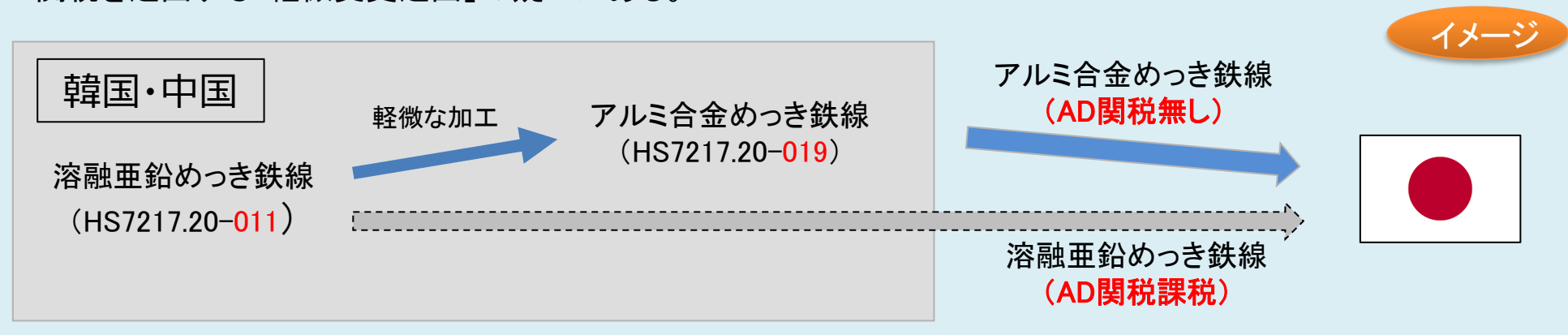
・AD関税の対象国から対象産品の半製品を第三国に輸出し、第三国に移転させた加工設備において最終加工後に輸入国へ輸出することでAD関税を迂回する「第三国迂回」の疑いがある。



迂回が疑われる事例(続き)

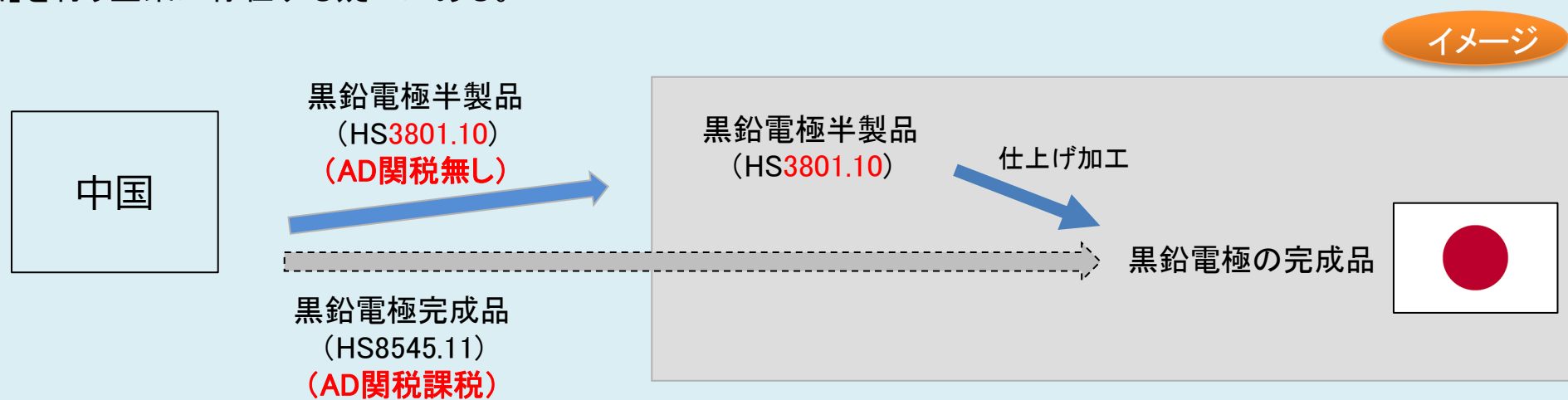
②軽微変更迂回

・韓国・中国産溶融亜鉛めっき鉄線については、2022年12月からAD関税の課税が開始されているところ、中国から課税対象外である類似品の輸入が増加。AD関税の対象産品をわずかに異なる産品に切り替えて輸出することでAD関税を迂回する「軽微変更迂回」の疑いがある。



③輸入国迂回

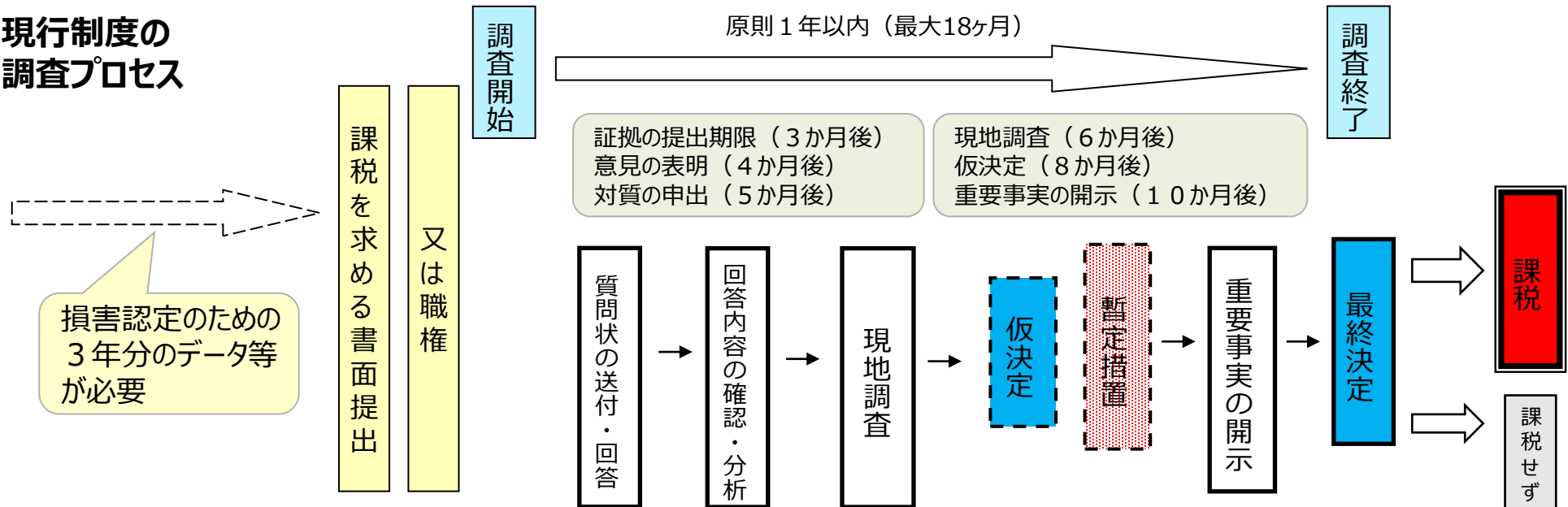
・中国産黒鉛電極については、2025年3月にAD関税の暫定課税を開始したところ、AD関税の対象国から中国から課税対象外である黒鉛電極の半製品の輸入が増加。輸入された半製品について日本で最終加工を行う「輸入国迂回」を行う企業が存在する疑いがある。



課題 ②

- 我が国においては関税定率法等に基づき、このようなAD関税(原措置)の迂回への対応が必要な場合、改めてAD調査を行う必要がある。これには、以下のような課題が存在。
 - 原措置の迂回が疑われる製品(迂回製品)について、迂回製品の輸入による国内産業への損害の有無等を確認する必要が生ずるが、例えば、損害認定は長期(原則として少なくとも3年間(注))のデータを確認して行われるため、迅速に迂回行為に対応することが不可能。
(注)WTO/AD委員会・勧告文書(G/ADP/6) 1 (c)
 - 迂回製品単独では原措置と同様の方法で損害を認定することが容易でないことも想定され、調査開始のための十分な証拠がそろわない可能性。また、まだ輸入されていない製品について、将来の迂回輸入を見越して調査対象に含めようとしても、ダンピングや損害の事実を認定することはできない。
 - 加えて、仮に調査を開始できた場合であっても、通常、AD調査(ダンピング、損害及び因果関係の認定)は原則1年(最大1年6ヶ月)をかけて行われることから、迂回が確認されてからAD調査を開始するという対応では、措置を発動するまでに相当の時間を要してしまい、国内産業の被害の拡大を防ぐことが困難。

現行制度の調査プロセス



課題 ③

- 現在、WTO協定等の条約において迂回に対処するための措置について定めた規定は存在しない。
- 他方、世界の主要国では、迂回行為に対して、主に既存の貿易救済措置に対する迂回行為が行われていることの確認等を以て、当該措置の対象となる国や産品を拡大する制度（迂回防止制度）を有しており、G20のうち迂回防止制度を有していないのは日本とインドネシアのみである。（注）

（注）2025年8月時点、いずれも経済産業省調査による。

（参考）米国やEUにおいて、原措置の関連企業を通じてAD関税を迂回している問題に関して調査を行い、迂回製品に対して課税を行う等の事例が増加している。米国は、2019-2023年の5年間で約60件と迂回調査件数が急増。EUも、2019-2023年の5年間は約20件と調査件数が増加。



要望の概要

- 各国が迂回防止制度を有し、発動したAD関税の効果を損なう迂回行為に対処している中、適切にAD関税を活用して、我が国への不当廉売製品の流入を抑えるため、同制度の導入を早急に検討することが必要。
- 迂回行為の類型及び課税要件を定め、迂回製品に対して課税を行うに当たっての調査（迂回防止調査）に係る手続きを整備。類型として、①第三国迂回、②軽微変更迂回、③輸入国迂回、を想定。
- 想定される3類型について、現行のAD調査によらず、より迅速な調査を通じて迂回の実態等を認定し、発動中の課税措置の対象に迂回輸入品を含めることを可能とする制度を創設する。

（注）各類型のイメージについては、迂回が疑われる事例と同様。

関係業界からの意見・要望①

- 鉄鋼、化学関係業界より、AD関税の迂回防止制度の創設の要望が出ている。

	要望の概要
日本化学工業会 (2024年5月)	・貿易救済措置に実効性を持たせるためにも、迂回行為は防止されるべき。 ・日本以外の主要各国は既に迂回防止制度を導入済みで、一部未導入の国も導入を検討中であり、日本のみが迂回防止制度を持たないということは公平性を欠く。 ・迂回行為として国際慣習上認められるようなケースを日本の輸入においても取り締まれるよう、規定を策定すべき。 ・化学業界では、例えば、中国で中間体まで製造、その後、インドで最終製品化、日本に輸入するなど、国際分業が進んでいます。迂回防止措置の対象範囲が広げられすぎて、これらの国際分業に悪影響を及ぼすような運用となることは避けられるべき。 ・未だ迂回防止規定を設けていない国が本邦の制度を見本に、新たに迂回防止制度を導入する可能性もあるところ、「微小変更」が拡大解釈されることのないよう、規律をもった運用がなされるべき。 ・現在の国際慣習上、迂回と認められないケースに対する反迂回措置の適用を望むものではない。
炭素協会 (2025年7月)	・迂回防止制度の創設を要望。 ・2025年7月に課税された中国産黒鉛電極について、中国国内で黒鉛化された電極を、第三国や日本国内で加工する等して、意図的にAD税を回避しようとする動きが出てくることが考えられる。 ・EUにおいても、2025年6月に、黒鉛電極のAD税に対する迂回行為が認定されたところ、日本においても同様の制度が存在しないことは、著しく公平性・実効性を欠く。 ・AD税が有効に働き、国内産業の保護・育成に十分な効果を発揮する制度となるよう要望する。

- 鉄鋼、化学関係業界より、AD関税の迂回防止制度の創設の要望が出ている。

	要望の概要
日本鉄鋼連盟 特殊鋼倶楽部 ステンレス協会 線材製品協会 普通鋼電炉工業会 (2025年8月)	・諸外国では、不当廉売関税について、その課税命令に服する者が課税を逃れるため、母材を第三国で不当廉売関税対象品に加工し輸出する第三国迂回や、僅かな加工を施し輸出する軽微変更迂回など、いわゆる迂回行為を行う問題が存在。 ・日本鉄鋼業においても、Ni系ステンレス冷延鋼板並びに溶融亜鉛めっき鋼板に対する不当廉売関税の調査が開始されたが、今後課税措置が決定しても迂回行為によって原措置の効果が著しく損なわれることが危惧される。 ・世界の主要国では、こうした迂回行為に対し当初調査を改めて行うのではなく、迂回行為が行われていること等の確認をもって、当該措置の対象となる国や産品を拡大する迂回防止制度を有しており、鉄鋼貿易においてはその活用も進んでいる。 ・主要国(G20)で制度が整備されていないのは、日本を含む2カ国のみ。 ・今後更なる活用が見込まれる不当廉売関税制度の実効性を高め、真に公正な競争環境を確保する観点から、日本鉄鋼業界としては、我が国における迂回防止制度の速やかな創設を強く要望。 ・創設された制度が十分に活用されるためには制度の機動的かつ適切な運用が不可欠であり、日本政府においては、通商措置全般に係る調査要員の抜本的増員等、調査体制の整備・拡充にも努めていただけるよう、併せて要望する。